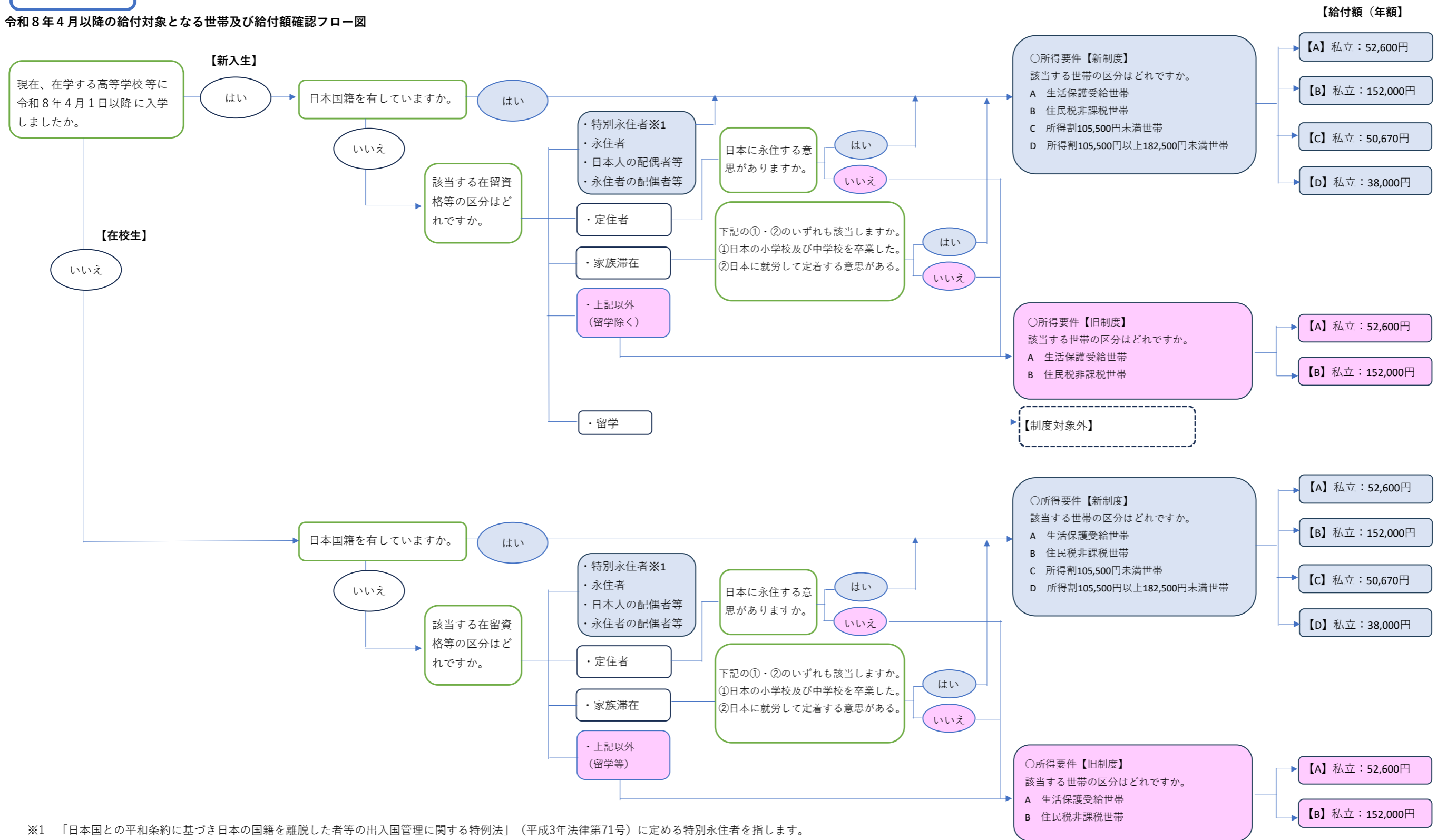


全日制

令和8年4月以降の給付対象となる世帯及び給付額確認フロー図



※1 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を指します。

【早期給付支給額】

区 分	全日制・定時制
生活保護（生業扶助）受給世帯	13,150円
非課税世帯	38,000円
所得割合算額が105,500円未満の世帯	12,667円
所得割合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯	9,500円